



別紙 2

2025年6月23日

千葉県監査委員 様

陳述書



I 本件支出は違法な支出である

議員の海外派遣は、全国各地で、必要性及び不相当に高額な旅費を公費で支出していること等から疑問視する声が上がっている。

2024年4月15日付朝日新聞によれば、2023年度に海外派遣を実施しなかったのは、東京都、北海道、京都府、大阪府、青森県、岩手県、茨城県、群馬県、埼玉県、石川県、三重県、滋賀県、奈良県、広島県、山口県、徳島県、佐賀県、大分県、宮崎県の19都道府県議会である。全都道府県議会の40%が実施していない。すべての都道府県議会が実施しているわけではないのである。

以下述べる理由のとおり、本件支出は違法な支出である。

第1 理由その1

海外派遣が地方自治法100条13項違反であること

地方自治法100条13項は、

「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と定めている。

地方自治法100条13項の立法趣旨は、議会の監視機能として、議会に上程された議案の審査に必要な議員の派遣、及び知事が具体的に執行し又は執行しようとしている事務に疑義が生じたときに必要な議員の派遣を定めたものである。

ところが、「千葉県議会議員の海外派遣取扱要領」（以下、取扱要領という。）は、

「2 派遣の決定機関

海外調査等を実施する場合は、計画内容を各会派代表者会議に諮り、協議することとし、議長は、協議内容を考慮のうえ、必要と認める場合に

は、会議規則に基づく所定の手続きを行うものとする。」と定めている。

しかし、各会派代表者会議は、議会の「会議」ではない。地方自治法100条12項が定める協議又は調整を行うための場である。だから、法100条13項が定める「議会において必要があると認めるとき」という要件は、本会議で必要性が審議され必要があると認めるとき、又は議会運営委員会等で必要性が審議され必要があると認めた場合に本会議がその報告を受けたいと必要があると認めたときである。

千葉県議会の場合、本会議会議録によれば、海外派遣について本会議で必要性が議論されたことは一切なく必要があると認めたことは一度もないから、法100条13項に違反している。

(各会派代表者会議の記録によれば、各会派代表者会議で必要性について議論されたことも一度もない。)

第2 理由その2

議員海外派遣が議員特権であること

上記取扱要領の「4 派遣規模及び調査等日数」に、「年間派遣人数枠は24人以内とし」とあり、定数95名の千葉県議会では、議員は4年間の任期中に1回は派遣される計算となる。また、「当初予算事業説明書(局内資料)海外派遣に係る経費」によれば、すべての年度で議員旅費は2300万円であり、往復飛行機は全員ビジネスクラスを利用する制度設計になっている。

この議員海外派遣制度は、「今回海外調査の必要性が生じたから議員を派遣する」制度ではなく、「最初から派遣ありき」の「しかも全員ビジネスクラス利用での」制度であり、1992年から毎年度慣例として実施されており、議員特権以外の何物でもない。

第3 理由その3

実態は議員の海外研修であること

議員の海外派遣の実態は、「議員の海外研修」である。そもそも研修の成果は第一次的に議員個人に帰属することとなり(その限りで海外研修は議員個人にとって有用であるが)、4年に1度の改選があり、しかも特定部門の専門家集団ではない議員の場合、その成果が県民に届くか否かは全くの未知数である。特に海外研修は費用が不相当に多額となり、そのような多額の費用を議員個人の利益となる「研修」のために公費を支出すること自体が問題であ

る。

例えば、千葉県には職員の海外研修制度がある。職員の海外研修の場合（例えば防災担当者が海外の防災施設で研修を受ける場合＝実例あり）は、研修成果が直ちに現場で有効利用され、また成果が組織的に蓄積される。

職員は、その部門の具体的な課題に直面したから、その課題解決のために、地方財政法4条1項及び地方自治法2条14項の規定に従い、多額の公費を支出してまで海外研修を行ったのである。議員の海外研修に比べて「費用対効果」という意味で遙かに有効である。

ところが、「議員の研修」では、その研修成果が有効利用される保障はなく、また研修成果が組織的に蓄積されることもない。

Ⅱ 本日提出の証拠から明らかな違法な支出である事実

第1 当初予算事業説明書

2022（令和4）年度、2023（令和5）年度、2024（令和6）年度及び2025（令和7）年度当初予算の議員旅費は、すべて2300万円で同額である。それ以前のものは保存期間が経過し不存在である。

$2300\text{万円} \div 24\text{人（千葉県議会議員の海外派遣取扱要領の規定する最大の人数）} = 95.8333\text{万円}$

$2300\text{万円} \div 5\text{人（千葉県議会議員の海外派遣取扱要領の規定する最少の人数）} = 460\text{万円}$

であるから、漫然と毎年度、社会通念上著しく妥当性を欠く高額な旅費が予算化されている事実がわかる。1人当たり95.8333万円の海外旅行旅費とは、往復航空運賃にビジネスクラスを利用する場合の旅費である。

本件海外派遣事業は、制度設計として、地方財政法4条1項及び地方自治法2条14項に明らかに違反している。

第2 各会派代表者会議の記録と本会議決議の記録

（1）2019（令和1）年度海外派遣

2019（令和1）年度は、15名の議員が2020年1月20日から26日まで7日間、アメリカに旅行した。

2019年9月6日開催各会派代表者会議の記録には、
「（3）その他 ②議員の海外派遣について

自民党から海外派遣について提案があり、推薦議員を、9月20日の正午までに事務局に提出することとなった。」と記載されている。

本件住民監査請求書3頁記載の配布資料とまったく同様の書式の配布資料が配られ、2020年1月20日から26日まで7日間、調査国アメリカ、案分数は自民党12人、立憲民2人、千葉民2人、公明党2人、その他2人の合計20人であること等が記載されている。派遣の必要性についての説明は一切ない。

2019年10月3日開催各会派代表者会議の記録には、
「5 議事内容 ○議題 (1) 議員の海外派遣について
千葉県議会アメリカ行政調査団代表の佐野議員から提出された「調査計画書」に基づき、海外派遣計画を本会議に提案することとした。」
と記載されている。派遣の必要性についての説明は一切ない。

そして、2019年10月10日本会議の会議録には、
「議員派遣の件
○議長（阿井伸也君） 日程第5、議員派遣の件を議題といたします。
お諮りいたします。お手元に配布いたしましたとおり、議員を派遣することに賛成の諸君は御起立願います。

（賛成者起立）
○議長（阿井伸也君） 起立多数。よって議員を派遣することに決定いたしました。ただいま議決した派遣内容について、諸般の事情により変更する場合には議長に一任願います。」
と記載されている。議員の派遣の必要性についての説明も賛成討論も一切ない。議員の派遣の必要性について議会が認めた事実はない。

（2）2020（令和2）年度海外派遣

2020（令和2）年はコロナ禍で世界中が大混乱していたときであるが、2020年2月6日開催各会派代表者会議の記録には、

「（3）その他 ①議員の海外派遣について

自民党から海外派遣について提案があり、推薦議員を、2月19日の正午までに事務局に提出することとなった。」と記載されている。

本件住民監査請求書3頁記載の配布資料とまったく同様の書式の配布資料が配られ、2020年7月13日から19日までの7日間、調査国はドイツ連邦共和国、案分数は自民党12人、立憲民2人、千葉民2人、公明党2人、その他2人の合計20人であること等が記載されている。派遣の必要性についての説明は一切ない。

2020年2月27日開催各会派代表者会議の記録には、

「5 議題内容

(2) 議員の海外派遣について

千葉県議会ドイツ調査団代表の川名議員から提出された「調査計画書」に基づき、海外派遣計画を本会議に提案することとした。」と記載されている。

調査計画書には、議員17名が、2020年7月13日から19日までの7日間、調査国はドイツ連邦共和国、概算経費は2700万円であること等が記載されている。派遣の必要性についての説明は一切ない。

2020年2月27日といえば、同日の朝日新聞一面トップは「イベント2週間自粛要請 新型肺炎巡り首相 プロ野球オープン戦無観客/コンサート中止/国立博物館休館」である。その日の各会派代表者会議で、調査計画書に基づき海外派遣計画を本会議に提案することとしたのは、議員の派遣の必要性、妥当性及び合理性をまったく議論することなく、漫然と、慣例的に、毎年の年中行事であることから例年のごとく本会議に提案することとした明らかな証拠である。

3月11日になって、ようやく千葉県議会ドイツ行政調査団代表川名寛章議員が千葉県議会議長に「調査計画書の取り下げについて」を提出し、2020年度の海外派遣は中止された。

(3) 2023（令和5）年度海外派遣

2023（令和5）年9月6日開催の各会派代表者会議の記録は、
「6 議事内容 ○議題 (2) その他 ①議員の海外派遣について
自民党から海外派遣について提案があり、推薦議員を9月20日の正午までに事務局に提出することとなった。」
と記載されている。

本件住民監査請求書3頁記載の配布資料とまったく同様の書式の配布資料が配られ、2023年11月15日から19日までの5日間、調査国は台湾・ベトナム、案分数は自民党7人、立憲民2人、公明党1人、共産党1人、千政団1人、その他2人の合計14人であること等が記載されている。派遣の必要性についての説明は一切ない。

2023（令和5）年9月27日開催各会派代表者会議の記録は、
「6 議事内容 (1) 議員の海外派遣について

千葉県議会台湾・ベトナム行政調査団代表の武田議員から提出された「調査計画書」に係る議員派遣について、会議規則に基づき、本会議に提案することとした。」

と記載されている。派遣の必要性についての説明は一切ない。

そして、2023年9月28日本会議の会議録には、
「議員派遣の件

○議長（伊藤昌弘君） 日程第2、議員派遣の件を議題とします。
お諮りいたします。お手元に配布しましたとおり、議員を派遣することに賛成の諸君は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（伊藤昌弘君） 起立多数。よって議員を派遣することに決定いたしました。ただいま議決した派遣内容について、諸般の事情により変更する場合には議長に一任願います。」

と記載されている。議員の派遣の必要性についての説明も賛成討論も一切ない。議員の派遣の必要性について議会が認めた事実はない。

第3 今年度実施しないこと

2025年6月6日配信の千葉日報オンラインは、
「今秋に計画されていた千葉県議の海外派遣が中止になった。複数の関係者が5日、明らかにした。

県議会（定数95欠員4）の有志でカナダを視察するため5月中旬から募集していたが、希望者が最少催行人数の5人に達しなかった。

過去には2020～22年に新型コロナ禍の影響で見送ったが、人数不足を理由とするのは異例とみられる。

中止した海外視察は最大会派の自民党（所属50人）が5月21日の各会派代表者会議で提案。10月に7日間ほどの日程で派遣するため今月3日まで参加者の募集があつたが、自民の3人しか集まらなかったという。

県議会事務局によると、海外派遣は「県の国際的な課題に適切な助言を行うために」（担当者）中断期間を経て13年度に再開。趣旨や規模・日数などを定めた「取扱要領」（11年施行）などに基づき視察を重ね、23年に台湾・ベトナム、昨年度にドイツ・オランダを訪問している。」と報道している。

参加希望者が集まらなかったから中止した事実は、議会が議員の派遣の必要性を認めて派遣しているのではないことを事実をもって証明している。

第4 1992（平成4）年度から2024（令和6）年度の海外行政視察報告書及び海外行政調査報告書

千葉県議会図書室（以下、議会図書室という。）に存在する１９９２（平成４）年度から２０２４（令和６）年度までの海外行政視察報告書及び海外行政調査報告書のすべてを閲覧し、必要な部分の写しを入手し、一覧表（以下、海外派遣暦年一覧表という。）を作成した。

その結果、１９９９（平成１１）年度より２０１２（平成２４）年度までの１４年間は、海外視察又は海外派遣が一切実施されなかった事実がわかった。

事実として、１４年間にわたり議員の海外視察又は海外派遣を実施しなくても、何も困ることはなかった。不相当な高額な公費を支出して議員を海外に派遣する必要はない。

第５ さいたま市議会基本条例逐条解説

さいたま市議会基本条例逐条解説には、

「従来、議員の公務は、①本会議・委員会への出席、②議長が代表して会合等に出席、③委員会の決定及び議長承認に基づく委員派遣のみ、公務として認められていた。しかし、国会議員については議員派遣が法令上認められていること、最高裁判所も「地方公共団体の議会は、その機能を適切に果たすため必要な限度で広範な権限を有し、合理的な必要性があるときは議員を派遣することができる」旨の判決（昭和６３年３月１０日判決/平成９年９月３０日に同旨の判決）を出したことなどから、平成１４年地方自治法改正により、議員派遣について会議規則に必要事項を規定化することとして、法制化された。」と記載されている。

社会通念上著しく妥当性を欠く高額な旅費を公費から支出して議員が海外視察を行うことに対し、あちこちで住民訴訟が起こされたことから、２００２（平成１４）年地方自治法１００条１２項（現在の１３項）を法制化した。

そこで、千葉県議会も、「海外行政視察」から「海外行政調査」と名前を変え、海外視察を再開した。報告書も、１９９８（平成１０）年度までは「行政視察報告書」であったものが、２０１３（平成２５）年度からは「行政調査報告書」になっている。

法１００条１３項の規定は、合理的な必要性があるときは議員を派遣することができるが、合理的な必要性がないときは議員を派遣することはできないことを規定しているものである。「海外調査」と名乗っても、合理的な必要性がないときは違法である。

第6 2018（平成30）年10月19日青森地裁判決

青森県議会が、2015年2月10日から17日、ブラジル（サンパウロ）に、「五所川原市立俵武多を活用した青森県とブラジルの国際交流及び青森県の国際観光振興に関する調査」のため議員2名を派遣することを議決し、青森県知事が、旅費として議員Aに72万6850円、議員Bに71万6645円の公費を支出した事案である。2018（平成30）年10月19日、青森地裁は、「1 被告は、議員Aに対し、72万6850円を青森県に支払うよう請求せよ。2 被告は、議員Bに対し、71万6645円を青森県に支払うよう請求せよ。」と判決した。

青森地裁判決は、

「本件海外派遣によらずとも五所川原市の職員からの事情聴取等の情報収集によってもその目的を達することは十分可能であったものというべきであるから、そもそも本件海外派遣は必要がなかったというべきであるし、少なくとも、その費用に見合った効果ということを考えるならば、一人当たり約70万円もの費用を二人分かけてまで本件海外派遣を行う必要はなかったというべきである。」

「その当時、青森県においてサンパウロの青森県人会の活動状況や補助金の使用状況について具体的な問題点や課題が指摘されていた形跡もうかがわれないことに照らすと、本件海外派遣の目的として具体的な事項が念頭におかれたものとは認め難いものであるから、一般論として、補助金等の使途の適性の確保という目的自体の合理性を否定できないとしても、本件において、本件各議員をサンパウロに派遣することについて具体的な必要性があることを裏付ける根拠となり得るものということとはできない。また、…確かに、国際交流という目的自体の重要性は、一般論として認めることはできるものの、青森県と県人会との間において具体的な課題があったことをうかがわせる事情も認められないことに照らすと、本件において、本件各議員をサンパウロに派遣することについて具体的な必要性があることを裏付ける根拠となり得るものということとはできない。」

「以上のとおり、本件海外派遣は、本件五所川原市事業の視察及び県人会との交流のいずれについても、議会の権能を適切に果たすために必要がないか、又は、その内容及び費用がその目的に照らして明らかに不相当であったのであるから、議会が本件派遣決定をしたことは、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があったといわざるを得ず、本件海外派遣決定は違法である。」

と判断した。

合理的な必要性がなければ、又はその内容及び費用がその目的に照らして明

らかに不相当であれば、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があり、議会による議員派遣の決定は違法なのである。

第7 2024年4月15日付朝日新聞記事

2024年4月15日付朝日新聞記事「地方議会の海外視察が復活傾向 昨年度は408議員、費用4.5億円」によれば、2023年11月から12月に朝日新聞が47都道府県と20政令市を対象に、「政務活動費による海外視察ではないもの」について、つまり地方自治法100条13項「議員の派遣」に基づく海外派遣についてアンケート調査を行い、全自治体から回答を得た。

2023年度に海外派遣を実施していないのは、東京都、北海道、京都府、大阪府、青森県、岩手県、茨城県、群馬県、埼玉県、石川県、三重県、滋賀県、奈良県、広島県、山口県、徳島県、佐賀県、大分県、宮崎県の19都道府県議会である。全都道府県議会の40%が実施していない。

すべての都道府県議会が実施しているわけではないのである。

Ⅲ 結論

よって、本件住民監査請求書記載のとおり、

- 1 千葉県議会議員である別紙不当利得一覧表の「議員名」欄記載の者10名に対し、それぞれ同表「不当利得額」記載の金額の返還を求める措置
- 2 本件事案に即して、再発を防止するための措置を千葉県知事に勧告すること
を、重ねて強く求める。